

3-3. 事業再評価時の留意事項

再評価を行う際、「事業全体の投資効率性」の評価では、過去の費用をデフレーターで基準年度(評価を実施する年度)の価格に補正する。

基準年度よりも将来の費用及び便益は、社会的割引率を用いて現在価値化を行う。なお、過年度の投資額及び便益(既発現便益)はデフレーターによる価格補正を行う必要があり、社会的割引率で割り引く必要はない。

「残事業の投資効率性」の費用及び便益は、「継続した場合(with)の費用及び便益」から「中止した場合(without)の費用及び便益」を控除して求める。

再評価時の評価手法は、「2-6.事業再評価時の評価」に示したように、「事業全体の投資効率性」と「残事業の投資効率性」の2つの評価を行う。

(デフレーター)

「事業全体の投資効率性」の評価において、過去に投資した費用、既発現便益は、デフレーターで基準年度(評価を実施する年度)の価格に調整する。

使用するデフレーターは、「2-3.現在価値化の方法」を参照のこと。

(中止した場合の費用について)

残事業の投資効率性は、「事業を再評価の時点で中止し、施設を原状復帰する」、「事業再評価時点までの整備済施設のみを恒久的に供用し、残事業については整備拡張を中止する」などの仮定をおいた評価となる。

その際、過去の投資費用は埋没費用として考慮しない。また、中止した場合には、中止に伴う撤去、損害賠償などの追加コストを加算する。

(ダム事業における中止した場合の費用の取り扱い)

ダム事業においては、事業主体が異なるなどの理由から、中止した場合の代替案の想定及び費用を、水道事業者が独自に算定することは困難なことが想定される。今後、中止や計画変更した事例が集積されれば、ある程度、類似の事例から想定は可能となるが、現時点ではそれも難しい。

このため、当面の間、中止した費用は、想定しうる範囲で計上することを原則とするが、難しい場合には、当該費用を計上しないことも認める。この場合、B/C は安全側の(B/C が低くなる)評価となる。

(既発現便益について)

既発現便益とは、施設の一部供用開始等によって発生する便益である。水道水源開発施設整備において、ダム計画等に参加し、暫定水利権を取得している場合には、この供給分を既発現便益とする。すなわち、再評価における「事業全体の投資効率性」では、暫定水利権がなかった場合を想定して渇水による減・断水被害等を算定し、これを便益として計上する。